

災害により発生したごみの受け入れについて

今回の大雨により発生したごみを受け入れます

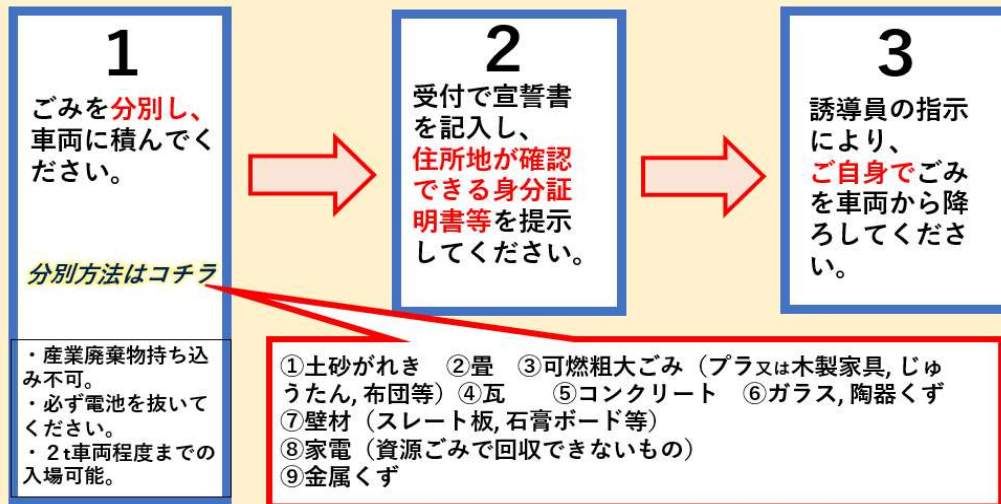
災害により発生したごみの持ち込み方法について

受入期間：令和8年8月29日～9月30日（予定）※土日祝日も実施

受付時間：午前の部8：30～12：00 午後の部13：00～16：00

※12：00～13：00は受付休止

受付場所：羽咋運動公園駐車場（羽咋市鶴多町地内）



注意事項

・ガラス付きの家具等はガラスを取り外して、持ち込みしてください。

・家電の充電式バッテリー、暖房機器の灯油は必ず抜いて来てください。

・リサイクル家電（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、乾燥機）も出せます。※冷蔵庫内の食品など中身は必ず除いて出してください。

持ち込みできないごみ（お持ち帰りいただきます）

- ・生ごみ
- ・資源ごみ（容器包装プラスチック、ペットボトル、紙類、水銀使用物（電池、蛍光灯）等）
- ・産業廃棄物
- ・自動車
- ・農薬/劇薬
- ・伐根
- ・オートバイ
- ・ガスボンベ

●注意事項

- ・ご自身で積み下ろしをしますので、分別を徹底してください。
- ・場内作業の安全を確保するため、2t車両程度までの入場が可能です。
- ・持ち込みされた災害ごみの状況により、配置等が変わることがあります。
- ・仮置場周辺は、交通規制があります。
- ・場内でのケガや事故、車両の損傷は責任を負いかねます。
- ・天候状況などにより、中止する場合があります。

●場内案内図



●事業所から出たごみについて

事業所から出たごみは、土砂のみ受け入れます。その他のごみは事業所の責任において処理していただきますようお願いいたします。収集運搬・処分方法は平時と同様となります。

(※事業所から出たごみは、「災害を原因に使用できなくなったもの」であっても、産業廃棄物または事業系一般廃棄物に該当しますので、仮置場への受け入れはできません。)

〈産業廃棄物〉

(例) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等

→品目ごとに許可を有している許可業者に収集運搬・処理を委託

〈事業系一般廃棄物(産業廃棄物以外)〉

(例) 生ごみ、紙くず等

→一般廃棄物の収集運搬の許可を有している業者に委託(または自ら処理施設まで運搬)

お問い合わせ

羽咋市 生活安全課

TEL 0767-22-7137